

あなたが思い描く“ともに暮らすまち”は？

～その実現に向けて“できること・したいこと”を考えてみましょう～

「堺あったかぬくもりプラン」は、市、社協が各々の役割を担って活動や事業を推進しながら、市民・団体、事業者・企業などをはじめ、さまざまな人や組織のみなさんに参加していただき、「公」と「民」の協働で推進していきます。

計画をお読みいただき、関心をもたれたことや、「こんなことをしてみたい」「これならできる」と思われたことがありますか。みなさんに“できること・したいこと”を考えていただくきっかけになればと、ワークシートを作成しました。
地域での話しあいなどでもご活用いただき、“気になること(関心・課題)”や「こういうふうにしたい(目標)」を共有し、ひとりでは難しくても「みんなでしたい」と思われたこと、すでにされていて「もっとすすめたい」と思われたことなども含め、あなたの“思い”を活かして、いっしょに取り組みませんか。

地域福祉をみんなですすめる《ワークシート》

あなたが関心をもたれたこと、課題だと思っておられること

「こういうふうになればいいな」
【取組の目標・夢】

目標・夢の実現に向けて

今、していること	これから(自分で、みんなで)したいこと
----------	---------------------

＼ たとえば… /

- 地域で開かれている「いきいきサロン」に参加したことがないので、行ってみようかな。
- お店に空いたスペースがあるので、地域の活動で使ってもらって、私もいっしょに何かできないかな。
- 参加しているボランティアグループの活動を広げていきたいな。何かいっしょにできる団体があるかな。
- 災害がおきたときの避難方法を家族で決めているけど、ご近所でのたすけあいについても相談しておきたいな。
- 地域でどんなことができるかをみんなで話しあって、夢のある活動プランを立ててみましょう。

堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話:072-228-8347 FAX:072-228-8918
mail:choshi@city.sakai.lg.jp

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
電話:072-232-5420 FAX:072-221-7409
mail:chiikifukushika@sakai-syakyo.net



堺あったかぬくもりプラン4

概要版

第4次堺市地域福祉計画・
第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

“ともに暮らすまち”、
“支えあい続けるしくみ”を、
わたしたちの“参加と協働”でつくる

わたしたち
(市、社協、市民・団体、事業者・企業をはじめ、
地域に関わるすべての人や組織)は、

さまざまな立場で、さまざまな“思い”をもち、
さまざまな暮らし方をしている人たちが、
みんなで“ともに暮らすまち”づくりをすすめます。

そのまちで暮らし続けられるように、お互いを知り、
理解しあいながら、さまざまな“困りごと”を解決し、
すべての人の人権と安心できる暮らしをまもっていくために、
地域のあらゆる力をあわせ、社会にも広く呼びかけながら、
“支えあい続けるしくみ”をつくっていきます。

そのために、一人ひとりが“できること・したいこと”を考えて参加し、
つながりを広げながら、“強み”を活かして協働していくことをめざし、
この計画を推進していきます。



令和2年3月



第1章 計画の策定にあたって

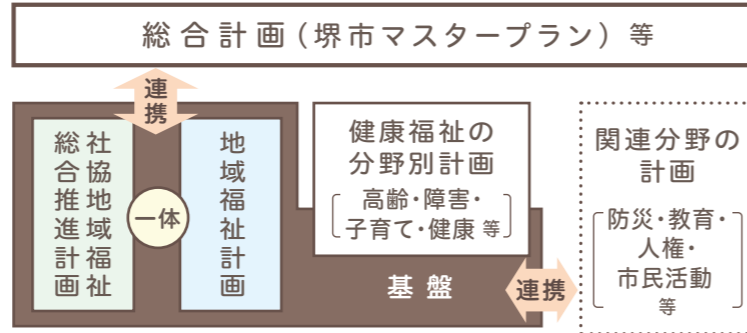
P.4-5

《計画策定の背景と目的》

だれもが【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせを実感できるように、
“誰一人取り残さない”持続可能な「地域」と「福祉」をめざし、
みんなが“ともに暮らすまち(地域共生社会)”をつくっていきます。

《計画の位置づけ》

- 健康福祉の基盤となる「地域福祉計画」と、社協の重点的な取組を定めた「社協地域福祉総合推進計画」を一体的に策定
- 「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」も包含し、連動させて推進



《計画の期間》 令和2年度～令和7年度までの6年間

《計画の策定方法》

地域福祉、権利擁護支援、更生支援に関わる機関・団体の代表者等による「懇話会」等での意見交換、アンケート、意見聴取、パブリックコメント(意見募集)を通じ、広く意見を反映して策定

《計画の推進体制と進行管理・評価》

「計画(P.L.A.N)」に基づいて「実施(D.O)」し、「評価(C.H.E.C.K)」して「改善(A.C.T.I.O.N)」する取組を繰り返す「PDCAサイクル」を活用して推進

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

P.6-7

《統計データ等からみた現状》

人口などの動向、地域福祉に関する支援のニーズなどの状況、
地域福祉活動をしている人や組織などの状況



《計画に基づく取組》

地域福祉の計画的な取組の経過、前計画に基づく主な取組

《法律や制度などの動向》

「地域共生社会」の実現に向けた取組、
福祉の各分野や関連分野の法律の改正・制定
(社会福祉法、成年後見制度利用促進法、再犯防止推進法など)、
持続可能な社会や地域づくりをめざす取組(地方創生の取組、SDGsの取組)

《アンケート調査の結果と検討すべき課題》

統計データ、現行計画に基づく取組、法律や制度などの動向をふまえて、市民、福祉活動団体、関係機関に対するアンケート調査を実施し、検討すべき主な課題を整理

第3章 計画の推進目標 (参加、協働して地域福祉を推進するうえで共有する目標)

P.8

計画の
推進方針

《取組の理念》

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、
わたしたちの“参加と協働”でつくる

《取組の視点》…すべての活動や事業で重視すること

- 1) 人権を尊重し、共生をすすめる
- 2) “自分らしい”生活を、包括的に支援する
- 3) 多様な人や組織が参加、協働する
- 4) 必要な情報を、必要な人に的確に伝える

《わたしたちの役割と協働》

市、社協、市民・団体、事業者・企業などが、
役割を分担し、協働して活動や事業を推進します

《エリアごとの取組と連携》

自治会等、小学校区、日常生活圏域、区、堺市全域の
各エリアの機能や資源を活かしつつ、重層的に連携します

取組の
基本目標
(取組の柱)

- ① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します
- ② “ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすすめます
- ③ すべての人の権利擁護を支えます
- ④ 安心して、生活しやすい環境をつくります

第4章 市が重点的に取り組む施策

P.9-12

取組の基本目標 ① に対応

- 重点施策[1] 包括的な相談支援体制の構築
- 重点施策[2] 更生支援の推進

取組の基本目標 ② に対応

- 重点施策[3] 多様な居場所づくりや
地域福祉活動への支援

取組の基本目標 ③ に対応

- 重点施策[4] 権利擁護の推進

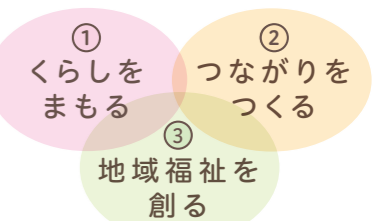
取組の基本目標 ④ に対応

- 重点施策[5] 災害への備えや支援のしくみづくり

第6次堺市社協 地域福祉総合推進計画

社協が重点的に
取り組むこと P.13-15

取り組む
方向性



社協の取組

社協の基盤強化 組織力 専門性

市民・団体、事業者・企業などのさまざまな主体の参加・協働
「あなたが思い描く“ともに暮らすまち”は？」

P.16

堺市では、「福祉」を、だれにも“わがごと”である「【ふ】だんの、【く】らしの、【し】あわせ」を実現するものと位置づけ、「公」と「民」がいっしょに策定した「堺あったかぬくもりプラン」に基づき、地域のさまざまな人や組織の協働による地域福祉を推進しています。

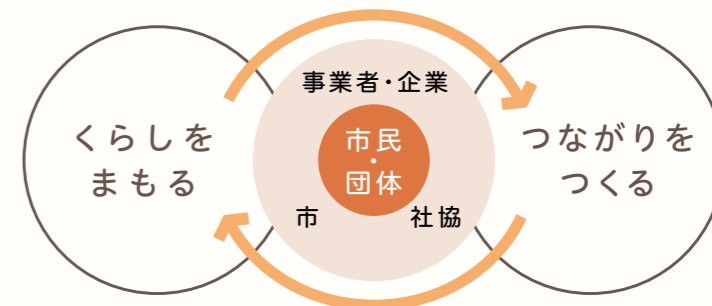


「堺あったかぬくもりプラン」について

- 堺市では、地域福祉推進機関である社協が、平成5年から「地域福祉総合推進計画」を策定・推進してきました。
- 市は、社会福祉法に基づき、平成17年に「堺市地域福祉計画（愛称：堺あったかぬくもりプラン）」を策定しました。
- 市と社協は、「公」と「民」がいっそう協力して地域福祉を推進するため、平成21年に2つの計画を一体化した「新・堺あったかぬくもりプラン」を合同で策定しました。
- 平成26年には、引き続き合同で「堺あったかぬくもりプラン3」を策定し、このたび、「堺あったかぬくもりプラン4」を策定しました。



今後も人口減少と高齢化がすすむなかで、地域で生活するうえでの“困りごと”を解決して《暮らしをまもる》取組と、住みよい地域づくりのために《つながりをつくる》取組を、車の両輪として一体的に、いっそうすすめていくことが求められています。



堺市は、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)を推進する「SDGs未来都市」です。「誰一人取り残さない」ことをめざすSDGsの考え方を実現するためにも、持続可能な地域と福祉のしくみをつくっていくことが期待されます。



国は、地域の住民や多様な主体が「我が事」として参加し、制度や分野の縦割りを「丸ごと」に転換する「地域共生社会」の実現をめざしています。

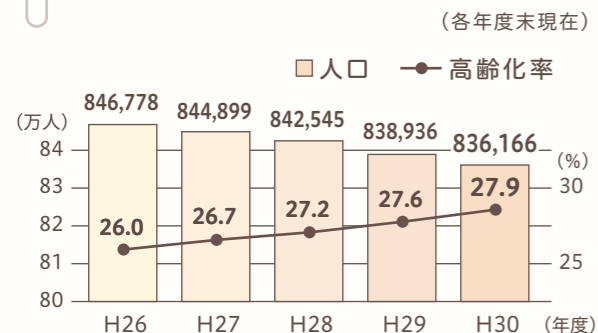
こうした状況を背景として、

だれもが【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせを実感できるように、「誰一人取り残さない」持続可能な「地域」と「福祉」をめざし、みんなが“ともに暮らすまち(地域共生社会)”をつくっていきます。

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

堺市の“強み”である「さまざまな地域福祉活動」や「市民の参加意識」を活かして、人口減少や高齢化、社会の変化などによって生じる“困りごと”や地域の課題に、各々が意識し、協力して備えていきましょう。

堺市でも人口はゆるやかに減少し、高齢化がすすんでいます。

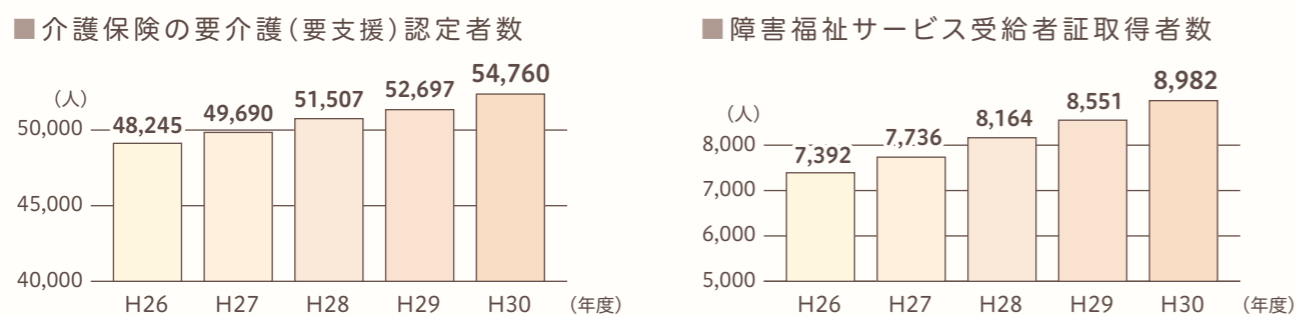


75歳以上の高齢者が増加しています。外国人住民も増えました。

	平成26年度末	平成30年度末	(増減率)
65歳以上人口	220,314人	233,189人	+5.8%
(65~74歳)	124,408人	115,449人	-7.2%
(75歳以上)	95,906人	117,740人	+22.8%
外国人住民	11,910人	14,365人	+20.6%

介護保険や障害福祉サービスを利用する人も増えており、今後も増加が予測されます。

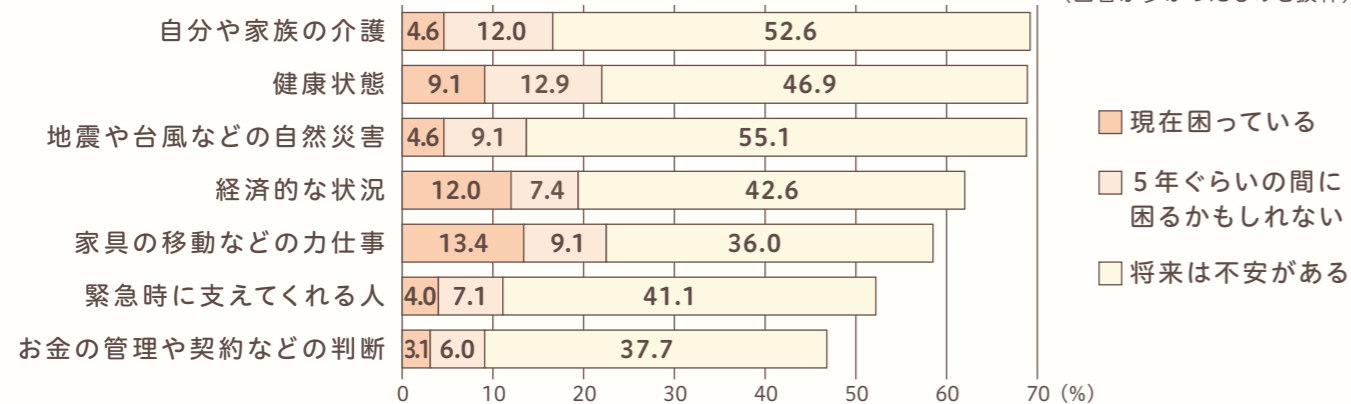
(各年度末現在)



市民アンケートでは、多くの方が、介護や日常生活、健康、緊急時の支援など、日常生活での“困りごと”や、今後の不安を感じることがあると答えています。

市民アンケート調査の結果から / あなたは日常生活で困ったり不安に感じていることがありますか。

(回答が多かったものを抜粋)



堺市内では、地域福祉に関するさまざまな活動が行われています。

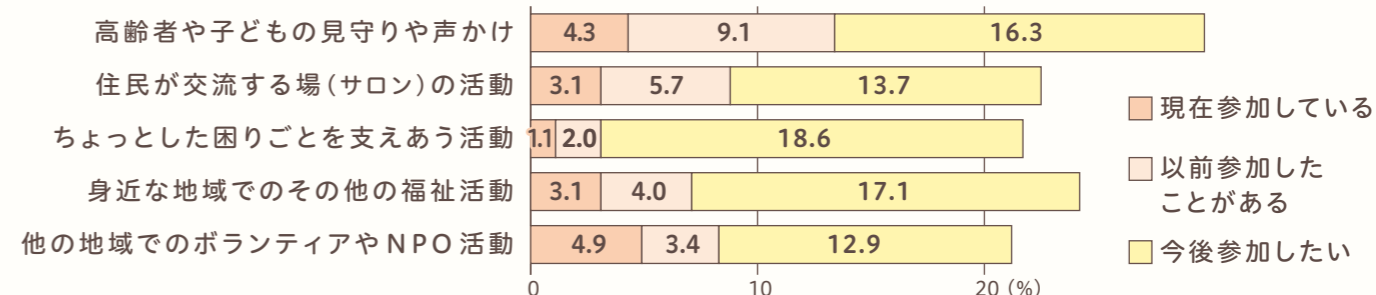
- 地域にねざした福祉活動をすすめるエリアである小学校区で、校区自治連合会、校区民生委員児童委員会、老人クラブなどの各種団体によって構成された校区福祉委員会を基盤として、住民主体の地域ボランティア活動が積極的に行われています。
- 個人や団体によるボランティア活動やNPO法人などでも、さまざまなテーマに沿った活動が行われています。また、同じ課題をもつ人が「ピア(仲間)」の関係で交流したり支えあう活動も行われています。
- さまざまな社会福祉法人や事業所、企業などでも、地域福祉活動への取組や支援が広がってきています。



地域会館で開催されている子ども食堂

市民アンケート調査では、約1割の人が地域福祉活動に参加しており、今後、活動に参加したいと考える人も少なくありません。

市民アンケート調査の結果から / あなたは福祉の活動に参加していますか。



こうした市民のニーズ・意識や地域の状況などをふまえ

新たな計画で検討すべき課題をつぎのように整理しました

- 課題①… 情報を的確に伝えるしくみづくりと取組の推進
- 課題②… 身近な相談窓口と支援につなぐ取組
- 課題③… 区を基盤とした包括的な相談支援と解決のしくみづくりの推進
- 課題④… 地域でのつながりづくりと参加しやすい場づくり
- 課題⑤… 地域福祉の活動・サービスの担い手づくり
- 課題⑥… 災害への備えや支援のしくみづくり
- 課題⑦… 判断能力が十分でない人の権利擁護を支援する取組の推進
- 課題⑧… 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組の推進

取組の理念

共有するスローガン

「ともに暮らすまち」、「支えあい続けるしくみ」を、わたしたちの「参加と協働」でつくる

取組の視点

すべての活動や事業で重視すること

1) 人権を尊重し、共生をすすめる

2) “自分らしい”生活を、包括的に支援する

3) 多様な人や組織が参加、協働する

4) 必要な情報を、必要な人に的確に伝える

わたしたちの役割と協働

それぞれの“強み”を活かして取り組むこと

市 「民」の取組の支援や条件整備とともに、「公」の役割を発揮して福祉サービスの質と量を確保します。

社協 市とともに地域福祉を総合的に推進し、福祉課題を解決するための相談や支援を推進します。

市民・団体 「わがごと」としてよりよい生活をめざし、“できること・したいこと”で支えあいます。

事業者・企業 事業を通じて暮らしを支えるとともに、地域の一員として地域に貢献します。

エリアごとの取組と連携

各エリアがもつ機能や資源を活かした重層的な連携

自治会等のエリア 日常的につながり、支えあうエリア

小学校区 地域にねざした地域福祉活動をすすめる基本的なエリア

日常生活圏域 住民の“困りごと”や福祉課題に対応した相談や支援をすすめるエリア

区 地域の特性やニーズに応じた地域福祉を推進するエリア

堺市全域 専門的な機能を発揮した支援や、市全体の地域福祉を推進するエリア

取組の基本目標

体系的、計画的にすすめる取組の柱

1) 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

2) “ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

3) すべての人の権利擁護を支えます

4) 安心して、生活しやすい環境をつくります

市は、さまざまな主体と協働しながら、つぎの5つの施策に重点的に取り組みます。

【市が重点的に取り組む施策の体系】

重点施策[1] 包括的な相談支援体制の構築 → P.10

- 1) 包括的な相談支援の充実と人材育成
2) 複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実
3) 一人ひとりの「気づき」を高める取組の推進

重点施策[2] 更生支援の推進 → P.11

- 1) 更生支援の取組への理解の推進
2) 社会復帰をすすめるための連携と支援の推進

重点施策[3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援 → P.11

- 1) つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進
2) つながりや支えあいを支援する体制の充実
3) 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進

重点施策[4] 権利擁護の推進 → P.12

- 1) 権利擁護支援体制の強化
2) 権利侵害や虐待等の防止と解決に向けた取組の充実
3) 成年後見制度の利用促進と支援体制の充実

重点施策[5] 災害への備えや支援のしくみづくり → P.12

- 1) 災害時の支援が必要な人とのつながりと支援体制づくり
2) 支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

みなさん

も、「あなたが思い描く」ともに暮らすまち」は？(P.16)」を考えてみてください。

多様な“思い”と“強み”を活かして協働し、地域福祉を広げていきましょう！

社協 は「第6次堺市社会福祉協議会 地域福祉総合推進計画(P.13-15)」を推進します。

重点施策[1] 包括的な相談支援体制の構築

健康や福祉のニーズの多様化、複雑化に対応するため、「どこに相談しても、きちんとつながる」という観点に立って、区を基盤とした包括的な相談支援体制を構築します。

市の主な取組から（抜粋）

▶ 包括的な相談支援を充実します

- 各区の保健福祉総合センターで、どの窓口にも相談しても迅速に必要な支援につながる相談支援と、さまざまな課題に対応できる人材育成に取り組めます。
- 社協の区事務所ともいっそう協働し、専門機関や地域の関係機関とも連携して、チームによる支援をすすめます。

▶ 包括的な支援のための協働体制を構築します

- 分野ごとのネットワーク会議や地域の関係団体等と連携し、公・民の力をあわせた支援を推進します。
- 個人情報保護しつつ効果的に支援に活かせるよう、管理や共有のルールづくりを検討します。

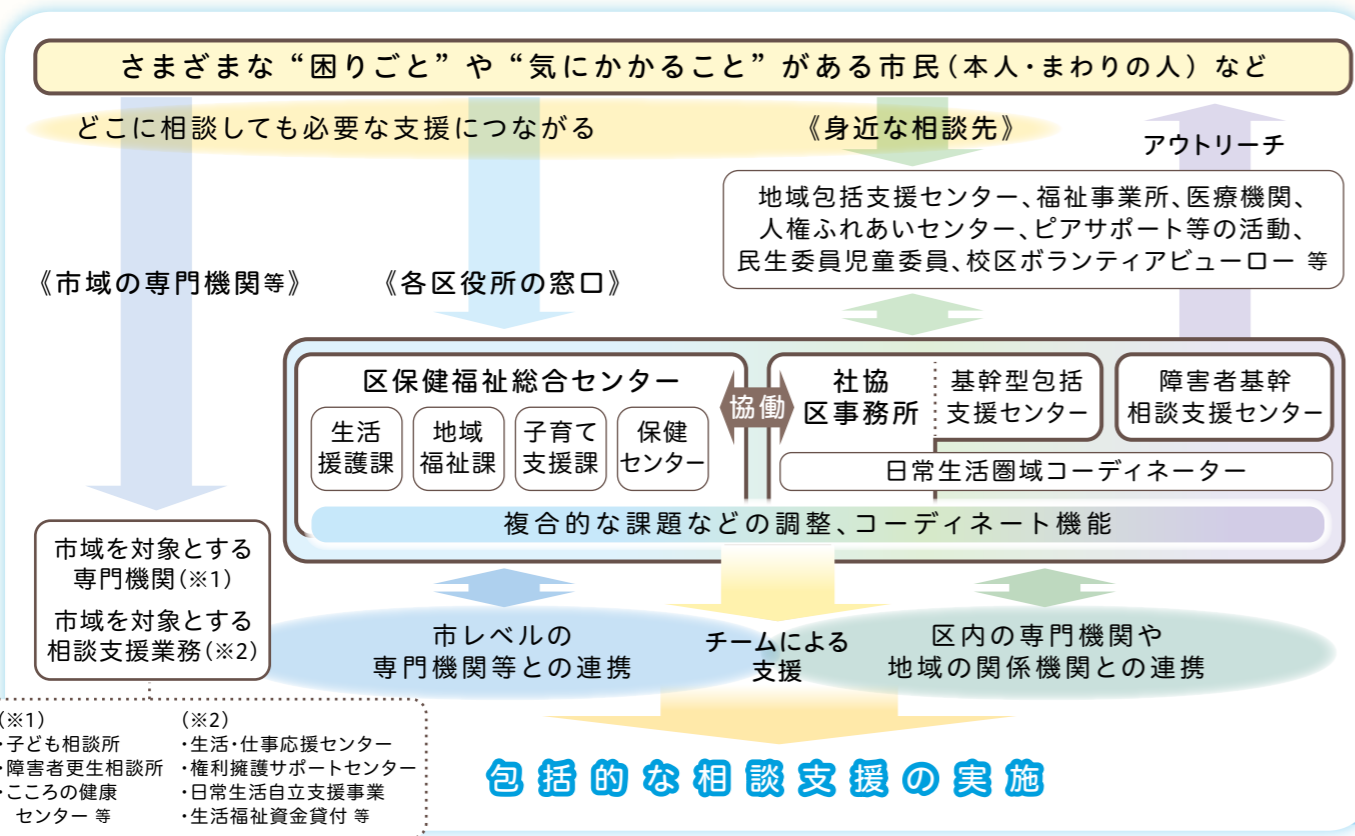
▶ 身近なところでの相談をすすめます

- 事業者等との連携やピアサポート等の活動と協働して、地域での相談の場を周知、充実し、その人にとって身近なところで気軽に相談でき、適切な支援につながるよう取り組みます。

▶ 一人ひとりの「気づき」を高める取組をすすめます

- 地域福祉はすべての人にとって「わがごと」だということへの理解を深め、生活のさまざまな“困りごと”に気づく意識が高まるように、情報発信や的確な伝達に取り組めます。

《 区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ 》



重点施策[2] 更生支援の推進

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念もふまえ、安全・安心なまちづくりに向けて、市民や関係者の理解を得ながら、犯罪や非行をした人が社会生活に復帰するための支援に取り組めます。

市の主な取組から（抜粋）

▶ 更生支援の取組への理解を広げます

- 犯罪や非行をした人が社会のなかで孤立しないように、「社会を明るくする運動」などの啓発活動や、保護司をはじめとする民間更生保護活動の周知、連携を推進します。

▶ 関係機関のネットワークを構築し、立ち直りを支援します

- 矯正・更生保護と保健・医療・福祉、住宅、就労、教育などの多様な分野の関係機関やボランティア、自助団体などとネットワークを構築し、さまざまな課題に対応した支援を推進します。



「社会を明るくする運動」堺市大会

重点施策[3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

地域とつながるための「居場所」をはじめ、さまざまな“困りごと”の解決をめざす地域福祉活動を、地域や事業者・企業等と連携し、いっそう多くの人々が参加してすすめるよう支援します。

市の主な取組から（抜粋）

▶ 地域でのつながりや居場所づくり、地域福祉活動への参加を促進します

- 市民の関心が高い安全・安心、スポーツや趣味の活動などの多様なテーマを活かしたつながりづくりと、日常的な交流の支援などに輪を広げていきます。
- 地域とのつながりが少ない人なども参加しやすい居場所を増やし、“困りごと”の解決にもつながります。
- 有償活動なども含め、「支え手」となる人の多様なニーズに応じた、参加しやすい活動づくりをすすめます。
- 社会福祉法人や企業などの社会貢献の取組とも連携して、地域の福祉課題に取り組めます。

▶ つながりづくりや支えあいを支援する体制を充実します

- 日常生活圏域コーディネーターを全区に配置し、地域の活動を支援しながら、連携してさまざまな“困りごと”の解決に取り組めます。
- 地域福祉活動の「支え手」を増やすよう、地域福祉型研修センターの機能を活かした研修、学校や企業・事業者などでの福祉学習を推進します。



ふれあい喫茶

重点施策[4]

権利擁護の推進

すべての人が安心して“自分らしい”生活ができるように、成年後見制度なども活用し、権利の侵害や差別、虐待などの防止と解決に向けた体制づくりと取組を推進します。

市の主な取組から（抜粋）

▶ すべての人の権利擁護に向けた取組をすすめます

- 保健・医療・福祉や司法などの関係機関等と地域などが、連携して権利擁護の支援に取り組むネットワークを構築します。また、中核機関を設置し、各機関等の連携による取組を支援します。
- すべての人の権利侵害、差別や虐待の防止と解決に向けて、さまざまな分野の関係機関等と連携して取り組み、“自分らしい生活”をめざした積極的な権利擁護支援を推進します。

▶ 成年後見制度の利用促進と支援体制の充実に取り組みます

- 成年後見制度への理解を広げるよう、広報などを通じていっそうの周知を図ります。
- 成年後見制度に関する身近な相談など、利用を促進するための取組を推進します。
- 市民後見人、親族後見人、専門職後見人、法人後見などの支え手を確保し、チームによる支援やバックアップなどを行い、適切な活動ができるよう支援します。



市民後見人

重点施策[5]

災害への備えや支援のしくみづくり

だれもが安全に避難できるように、いざというときに支えあえるつながりづくりや、状況に的確に対応できる支援体制、避難所等の整備を、市民や関係者と連携して推進します。

市の主な取組から（抜粋）

▶ 災害時に支援が必要な人とのつながりづくりをすすめます

- いざというときに円滑に支援ができるよう、「避難行動要支援者一覧表」による把握と、その有効活用に向けた検討をいっそうすすめます。
- 支援が必要な人の情報を共有するルールづくりを、地域と連携して検討します。
- 災害ボランティアセンターの設置や運営を的確に行うための訓練等を、社協と連携して推進します。

▶ 多様なニーズに応じた避難支援の体制づくりや、避難所等の整備を推進します

- 状況に応じた安否確認や避難支援ができるように、地域、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と協議、連携し、個別計画の作成に向けた取組を推進します。
- 避難所の福祉スペースや福祉施設等の福祉避難所が効果的に運営されるよう、マニュアルの整備や訓練等を推進します。

第6次堺市社会福祉協議会 地域福祉総合推進計画

社協が取り組む3つの方向性

第6次社協計画では、

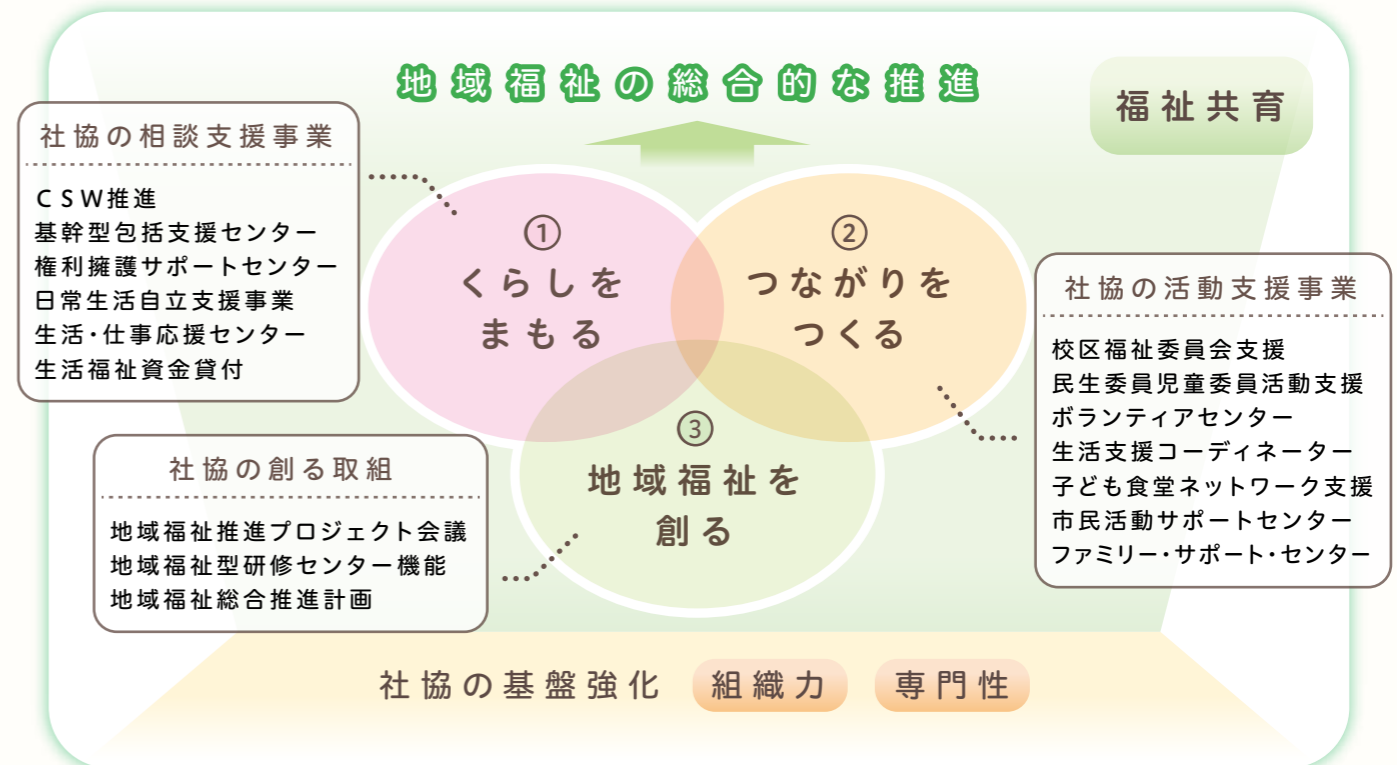
【取組の理念】と【取組の基本目標】を地域福祉計画と共有し、地域福祉の推進機関として3つの取り組む方向性を掲げ、地域福祉の総合的な推進をめざします。

● 社協が取り組む3つの方向性 ●

- ① 暮らしをまもる ② つながりをつくる ③ 地域福祉を創る

そのために、社協の基盤強化に取り組む、組織力と専門性を高めます。また、「福祉共育」（「地域で共に生きる力」を育む学びの取組）を活用し、社協の全事業に取り組めます。

《 社協の取り組む3つの方向性と事業のイメージ図 》



《 社協について 》

堺市社協は、昭和27年に設立し、昭和35年に社会福祉法人格を取得した地域福祉を推進する公共性の高い専門機関として、市民、団体、事業者、市・関係機関等のみなさんと協働し、地域の福祉活動と連携した活動や事業を展開しています。

「社協が取り組む3つの方向性」に沿って、さまざまな主体と協働しながら、

取り組む方向性 1

くらしをまもる

(1) 包括的な相談支援体制に対応する機能を構築します

- ① 包括的な相談支援体制の充実に向けて、社協の相談支援機能を強化します
- ② 地域へのアウトリーチと、連携による支援を強化します
- ③ 高齢者を含む世帯への総合的な相談支援を強化し、「地域包括ケア」を推進します
- ④ 市域の支援機能と区の支援機能の連携やバックアップ機能を強化します

(2) さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、くらしをまもります

- ① 生活困窮者への対応を含めた、総合的な相談支援を行います
- ② 権利擁護サポートセンターの機能を強化します
- ③ 生活課題解決に向けた多様な主体の参加や社会貢献を促進します
- ④ くらしをまもるためのネットワークづくりをすすめます

取り組む方向性 2

つながりをつくる

(1) 多様な居場所づくりや活動、活動者や理解者を広げるよう支援します

- ① 参加しやすい居場所づくりと活動への参加を促進します
- ② 地域福祉活動の理解者や活動者を広げます

(2) 地域での活動を支援し、人と人のつながりをつくります

- ① 「地域のつながりハート事業」を継続し、地域の活動や支えあいを推進します
- ② 地域の身近な相談の場での活動や訪問活動を、継続して推進します
- ③ 民生委員児童委員や保護司の活動への支援を充実します

(3) ボランティア・市民活動の総合的な支援と強化を図ります

- ① ボランティア活動に興味や関心のある市民を参加につなぎ、活動者を増やします
- ② 多様な活動主体の対話と協働を促進する(出会いの)場づくりをすすめます
- ③ NPO法人などとの協働による事業展開を推進します

(4) 多様な主体による地域貢献活動を促進します

- ① 社会福祉法人や事業者などによる地域貢献活動を支援します
- ② 各種団体等の地域福祉活動を推進します

(5) 災害ボランティアセンターを中核とした災害復旧・復興活動をすすめます

- ① 災害ボランティアセンター運営体制の整備と機能強化を推進します
- ② 災害時に備えて、平時からの災害支援ネットワークを強化します
- ③ 災害ボランティアセンターと地域組織等の連携(支援)体制を構築します
- ④ 広域災害支援ネットワークとの連携をすすめます

取り組む方向性 3

地域福祉を創る

- ① 地域福祉を創る機能を高めて、さまざまな主体による協働をすすめます
- ② 地域福祉型研修センター機能を充実し、地域福祉人材と活動を広げます

社協の基盤強化

組織力 / 専門性

- ① 社協の基盤強化を計画的に推進します
- ② 地域福祉を推進する機関として、専門性を高めます

つぎの取組を重点的に推進します。

特に力を入れる事業を紹介します

日常生活圏域コーディネーター

- 堺市では、個別支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」、地域福祉活動を支援する「コミュニティワーカー」、介護予防を推進する「生活支援コーディネーター」の3つの役割をもつ専門職として、「日常生活圏域コーディネーター」を、順次、社協の各区事務所に配置しています。



..... (第6次社協計画では)

- 《くらしをまもる》取組として、地域に出向くアウトリーチ活動や、専門機関、地域などとの連携をいっそう強化し、さまざまな“困りごと”の発見や解決に取り組めます。
- 《つながりをつくる》取組として、気軽で、楽しく、身近なところで参加しやすい居場所や活動づくりをすすめます。サロン活動や校区ボランティアビューローなどの活動を引き続き支援します。
- 社会福祉法人や企業などによる地域貢献活動も促進し、地域と連携した福祉課題の解決に取り組めます。

生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援を行う機関として、社協と民間の人材派遣会社と協働し、地域と連携した相談支援とノウハウを活かした就労支援を、“伴走型支援”で行っています。



..... (第6次社協計画では)

- 《くらしをまもる》取組として、ひきこもりなどで社会的に孤立している人なども含め、生活困窮世帯への生活支援や就労支援を強化します。
- 区を基盤とした包括的な相談支援体制に対応してチーム支援へのサポートやバックアップを行います。基幹型包括支援センターをはじめとする相談支援事業や地域の活動とも連携し、つながりのあるくらしをまもる取組を推進します。

地域福祉型研修センター事業

- 地域住民と専門職等が協働して地域福祉を推進する「地域福祉志向」の人材を養成することをめざし、「地域福祉型研修センター」事業を実施しています。また、研修情報を一覧できる「地域福祉研修情報ネット」も開設しています。



..... (第6次社協計画では)

- 《地域福祉を創る》取組として、地域の学習ニーズや人材育成ニーズにあわせた研修に取り組み、地域福祉志向の人材を増やしたり、専門職と地域住民の協働による地域福祉活動を推進します。
- 取組を通じて専門職や当事者、地域住民などから「研修の企画者」を広く育成し、学びと活動の循環をつくって、新たな活動の創出を促進します。